

執筆者:

E-mail✉ 平家 正博

E-mail✉ 室町 峻哉

E-mail✉ 木村 響

EU は、2021 年 7 月 14 日、気候変動対策の一環として、炭素国境調整メカニズム (Carbon Border Adjustment Mechanism) (以下「CBAM」という。)の規則案(以下「CBAM 規則案」という。)を公表した¹。CBAM は、CBAM の対象製品(以下「CBAM 対象製品」という。)を EU 域内に輸入する際に、EU 域内品が負担する炭素価格と同程度の負担を義務付ける制度であるが、同制度は、事実上、気候変動問題への取り組みが不十分な国からの輸入品に負担を課す結果となる。同制度が施行されると、EU 市場へ輸出を行っている企業に、影響を与える²ことが予測され、その動向を注視する必要があることから、本稿では、CBAM 規則案の概要について解説する。

1. CBAM 導入の背景事情

EU は、2019 年、2050 年までに気候中立(カーボンニュートラル)を実現するとの目標を掲げる「欧州グリーンディール」を発表したが³、そこでは、2050 年までの気候中立を実現するために、2030 年までに、温室効果ガスの排出量を 1990 年比で 55%以上削減することが目標として定められた⁴。また、EU は、2021 年 7 月 14 日には、同目標を実現するための政策パッケージである「Fit for 55」を公表した⁵。

EU は、従来より、EU 域内排出量取引制度(ETS)を活用し炭素に価格を設定することを、中核的な気候変動対策としており、欧州グリーンディールや「Fit for 55」でも、当該方針は維持されている⁶。このような炭素価格の設定は、市場メカニズムを活用して、温室効果ガスの排出削減を実現する施策として、現在、世界各国で導入されたり、導入が検討されている施策であるが、EU は、

1 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council establishing a carbon border adjustment mechanism (COM(2021)564 final) <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12228-EU-Green-Deal-carbon-border-adjustment-mechanism_en>.

2 EU 法における「規則」(regulation)は、加盟国政府に国内法令の制定等の措置を義務づける「指令」(directive)と異なり、各加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。

3 欧州委員会“A European Green Deal”<https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en>及び“Delivering the European Green Deal”<https://ec.europa.eu/clima/eu-action/european-green-deal/delivering-european-green-deal_en>。

4 欧州委員会“2030 Climate Target Plan”<https://ec.europa.eu/clima/eu-action/european-green-deal/2030-climate-target-plan_en>。EU は、パリ協定に基づき各国の取組内容を規定する国別貢献(Nationally Determined Contribution)においても、同目標を掲げており、2021 年 6 月には、EU 理事会が欧州気候法を採択して、上記目標は、EU 域内で法的拘束力を持つものとなった。

5 Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, “‘Fit for 55’: delivering the EU’s 2030 Climate Target on the way to climate neutrality”(COM(2021) 550 final)<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_3541>。

6 Proposal for a directive of the European parliament and the council amending Directive 2003/87/EC establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union, Decision (EU) 2015/1814 concerning the establishment and operation of a market stability reserve for the Union greenhouse gas emission trading scheme and Regulation (EU) 2015/757 (COM(2021) 551 final)1-2 頁、欧州委員会“Increasing the ambition of EU emissions trading”<https://ec.europa.eu/clima/eu-action/european-green-deal/delivering-european-green-deal/increasing-ambition-eu-emissions-trading_en>。

同施策を採用することで、域内の事業者が炭素価格を賦課されない外国の事業者に比べて競争上劣位に置かれるとの懸念を有してきた。具体的には、EU 域内品のみに炭素価格が賦課され、輸入品には炭素価格が賦課されない場合、EU 域内市場において、炭素価格分だけ価格競争力が劣る EU 域内品が、輸入品との競争に負けるおそれが指摘されている。また、このような危惧をもつ事業者が、より CO2 排出規制が緩い外国に生産拠点を移動させると、EU 域内経済が停滞するのみならず、地球全体の CO2 排出量がいっこうに削減されないという「カーボンリーケージ(carbon leakage)」問題が発生する点も指摘されている。

EU は、上記懸念に対処するため、従来、鉄鋼やセメント等、CO2 を多く排出する産業セクターに対して、EU 域内排出量取引制度(ETS)⁷の下、自らの CO2 排出量に応じた負担を課す一方で、上記の「カーボンリーケージ」のリスクの高い産業セクターに対しては、排出権を無償に割り当てることで対処してきた。しかし、排出権の無償割り当ては、気候変動対策の実効性を損なうとの批判がされ、制度の見直しも議論されていた。そのような中で、上記の懸念を払拭しつつ実効的な気候変動対策を進めるため、欧州委員会は、ETS を補完する制度として、炭素税国境調整措置(Carbon Border Adjustment Mechanism :CBAM)の導入を発表した。

2. CBAM 規則案の概要

CBAM 規則案は、本稿執筆時点では、EU 理事会(閣僚理事会)及び欧州議会で審議されており、今後、その内容に変更が生じる可能性もあるが、その概要は下記のとおりである。なお、CBAM 規則案は、CBAM の実施に関する手続規定等を、欧州委員会が別途定める実施法令に委ねており、制度の詳細については、当該委任法令の制定を待つ必要がある。

(1) CBAM 証書の納付義務(2026 年 1 月 1 日より施行予定)

EU の輸入申告者は、毎年 5 月 31 日までに、前年に輸入した CBAM の対象産品(以下「CBAM 産品」という。)について、①産品の種類毎の数量、②産品の種類毎の「含有排出総量(total embedded emission)」及び③これに相当して当局に対して納付すべき「CBAM 証書(CBAM certificate)」の総数を当局に申告(declaration)した上で⁸、当該数の CBAM 証書を当局に「納付(surrender)」しなければならない⁹。その他、同義務の概要は以下のとおりである。

- ・ 輸入申告者は、各加盟国当局から CBAM 証書を購入する必要がある¹⁰。輸入申告者は、購入済みの CBAM 証書は譲渡することができないが、当局に納付しなかった CBAM 証書の買取りを、一定の限度で当局に求めることができる¹¹。
- ・ 各加盟国当局が CBAM 証書を販売する際の価格は、EU 排出権取引制度における排出枠オークションの平均価格に連動することとされている¹²。
- ・ 輸入申告者は、CBAM 産品が、原産国で支払済の炭素価格(対象産品の生産時に排出される温室効果ガスに対し、税又は排出量取引制度により支払われた金額)に応じて、CBAM 証書の納付数の削減を要求できるとされている¹³。もっとも、CBAM 規則案は、削減が認められる具体的な要件は示していない。欧州委員会は、具体的な CBAM 証書の削減数の算定

7 ETS は、キャップアンドトレード制度と呼ばれるもので、CO2 排出総量の上限が設定され、各事業者は排出枠の売買も行いながらその上限を達成させ、長期的にはその上限自体を引き下げていくことで CO2 排出総量の削減を目指す制度である。

8 CBAM 規則案 6 条 1 項、2 項。

9 CBAM 規則案 22 条 1 項。

10 CBAM 規則案 20 条 1 項。輸入申告書は、当局に納付しなかった CBAM 証書を保持しておくこともできるが、2 つ前の暦年において購入された CBAM 証書は、毎年 6 月 30 日までに失効することとされており(CBAM 規則案 24 条)、無期限に保持できるわけではない。

11 CBAM 規則案 23 条 1 項

12 CBAM 規則案 21 条 1 項。

13 CBAM 規則案 3 条 23 号、9 条 1 項。

方法を定める実施法令を制定する権限を有するとされており¹⁴、当該実施法令において、削減が認められる具体的な要件が示される可能性がある。

(2) 移行期間(2023年1月1日から2025年12月31日)中の報告義務

CBAM 規則案は、事業者の経済的・手続的負担を伴う CBAM をスムーズに導入すること及び貿易に甚大な影響を与えるリスクを軽減するため¹⁵、CBAM 証書の納付義務の適用までに、3年間の移行期間(2023年1月1日から2025年12月31日)を設けることとしている。

当該移行期間の間、輸入申告者は、CBAM 証書の納付義務は負わない¹⁶が、四半期毎に、当該四半期に輸入する CBAM 産品に関する以下の事項を当局に報告する義務を負う¹⁷。

- ・ 産品の種類毎の総量
- ・ 産品の種類毎の実際の含有排出総量
- ・ 産品の種類毎の実際の含有間接排出総量
- ・ 含有排出量に関して原産国で支払った炭素価格

(3) CBAM 産品

CBAM 規則案は、セメント、電気、肥料、鉄鋼及びアルミニウムの 5 つのセクターの産品を対象産品とする。具体的には、CBAM 規則案附属書 I において、欧州の関税制度における品目コード(CN コード)に基づき、下記表のとおり、特定されている¹⁸。

CN コード	品目名
セメント	
2523 10 00	セメントクリンカー
2523 21 00	白色セメント(人工着色をしてあるか否かを問わない。)
2523 29 00	その他のポルトランドセメント
2523 90 00	その他の水硬性セメント
電気	
2716 00 00	電気エネルギー
肥料	
2808 00 00	硝酸及び硫硝酸
2814	無水アンモニア及びアンモニア水
2834 21 00	亜硝酸塩及び硝酸塩、カリウムのもの
3102	窒素肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)
3105 (※3105 60 00 は 除く)	肥料成分(窒素、リン及びカリウム)のうち二以上を含有する肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下に包装したもの
※3105 60 00	鉱物性肥料及び化学肥料(リン及びカリウムを含有するものに限る。)

14 CBAM 規則案 9 条 4 項。

15 CBAM 規則案前文 50 項及び第 10 章。

16 CBAM 規則案 22 条、36 条 3 項(d)。

17 CBAM 規則案 33 条 1 項、35 条 1 項、2 項。

18 CBAM 規則案附属書 I。

鉄鋼	
72 (※7202 及び 7204 は除く)	鉄鋼
※7202	フェロアロイ
※7204	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット
7031	鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。)及び溶接形鋼
7302	レール、ガードレール、ラックレール及びトンダレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)
7303 00	鑄鉄製の管及び中空の形材
7304	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。)
7305	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が 406.4 ミリメートルを超えるものに限る。)
7306	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)
7307	鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)
7308	構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 9406 項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
7309	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が 300 リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)
7310	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器(内容積が 300 リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)
7311	縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
アルミニウム	
7601	アルミニウムの塊
7603	アルミニウムの粉及びフレーク
7604	アルミニウムの棒及び形材
7605	アルミニウムの線
7606	アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さが 0.2 ミリメートルを超えるものに限る。)
7607	アルミニウムの箔(厚さ(補強材の厚さを除く。))が 0.2 ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)
7608	アルミニウム製の管
7609 00 00	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)

欧州委員会は、CBAM が最終的には EU 排出権取引制度における対象製品と対応していることの重要性を強調する一方¹⁹、まずは、①これまでの累積的な温室効果ガスの排出量及び②カーボンリーケージの危険性を考慮しつつ、③複雑性及び手続上の負担の大きさを限定する観点から、上記の製品を CBAM 製品として特定したと説明している²⁰。例えば、有機化合物やガソリン等の精製製品は、上記①の観点では対象製品の候補となるが、これらの製品について温室効果ガスの排出量を算定するには技術

¹⁹ CBAM 規則案前文 27 項乃至 28 項。

²⁰ CBAM 規則案前文 29 項。

的な制約があることから、上記③の観点から対象産品には含まれなかった²¹。

上述のとおり、2023 年 1 月から 2025 年 12 月までの間は移行期間と位置付けられるが、その間、欧州委員会は必要なデータの収集を行い、カーボンリーケージのリスクがある他の産品にまで対象産品を拡大することを検討するとしている²²。

(4) 含有排出総量の算定方法

上記のとおり、輸入申告者は、2026 年以降、前年に輸入した CBAM 産品の「含有排出総量(total embedded emissions)」を申告した上で、相当する CBAM 証書を納付することが義務付けられる。CBAM 規則案は、この含有排出総量を、産品の種類毎に、当該産品 1 トン毎(電気の場合には 1 メガワットあたり)に排出される「二酸化炭素等の排出量(トン)(tonne of CO₂e)」として表することを予定しているが²³、その算定手法については、以下のとおり定めている。

- ・ 「二酸化炭素等」として考慮される温室効果ガスの種類は、産品毎に定まっており、いずれの産品も、二酸化炭素(CO₂)は考慮されるが、肥料(アンモニアを除く。)は亜酸化窒素(N₂O)も、アルミニウムはパーフルオロカーボン(PFCs)も考慮対象とする等、産品に応じて、具体的な種類は異なっている²⁴。
- ・ 「含有排出量(embedded emissions)」の算出においては、産品の生産過程における「直接排出量(direct emissions)」を対象とする²⁵。すなわち、現時点では、生産者が直接コントロールする生産過程からの排出量(直接排出量)のみが適用対象であり²⁶、生産過程において消費される電力、加熱及び冷却による排出量(「間接排出量(indirect emissions)」)²⁷は適用対象となっていないが、CBAM 規則案は、将来、間接排出量も規制対象とする可能性に言及する²⁸。
- ・ 含有排出量は CBAM 規則案附属書 III が定める方法で算定されることとされており²⁹、CBAM 対象産品(電気以外)の場合には、原則として(a)「実際の排出量(actual emissions)」に基づき算定されるものの、実際の排出量の算定が十分にできないときは、(b)輸出国又は地域毎に決定される「規定値(default value)」に基づき算定される³⁰。このうち、(a)実際の排出量の基本的な算定方法は同附属書に規定されている³¹が、より詳細な算定方法は欧州委員会が定める実施法令において規定される予定である³²。また、(b)規定値は、原則として、輸出国毎・産品毎の平均排出量が用いられるが、輸出国から十分な情報提供がない場合、EU 域内の生産設備のパフォーマンス下位 10%の平均排出原単位が規定値として適用される³³。

輸入申告者が申告した含有排出量総量は、認証機関によって認証される³⁴ことから、輸入申告者は、含有排出量の算定に用い

21 CBAM 規則案前文 30 項乃至 33 項。

22 CBAM 規則案前文 52 項、30 条。

23 CBAM 規則案 6 条 2 項(b)号。

24 CBAM 規則案 3 条 17 号、附属書 I。

25 CBAM 規則案 3 条 16 号。

26 CBAM 規則案 3 条 15 号。

27 CBAM 規則案 3 条 28 号。

28 CBAM 規則案前文 17 項、30 条。

29 CBAM 規則案 7 条 1 項。

30 CBAM 規則案 7 条 2 項。

31 CBAM 規則案附属書 III 2 及び 3 項。なお、生産工程において他の CBAM 対象産品を原材料として使用する場合、当該原材料の生産工程における排出量も、対象産品の排出量として考慮される(CBAM 規則案附属書 III 1 項(b)号及び 3 項)。

32 CBAM 規則案 7 条 6 項。

33 CBAM 規則案附属書 III 4.1 項。

34 CBAM 規則案 8 条 1 項。

た情報の記録を保持していなければならない³⁵が、当該情報は、対象製品の生産者から提供されることが想定される³⁶。

3. 日本企業への影響

今後、短期的には 2023 年 1 月から 2025 年 12 月までの移行期間において、輸入申告者による産品の種類毎に直接及び間接の含有排出量を報告する義務が発生し、長期的には CBAM 証書の納付義務が発生するため、CBAM 製品を日本から輸出する企業に加え、EU に現地工場を置き、材料となる CBAM 産品を EU 域外から調達する企業も、影響を受ける可能性がある。そのため、影響を受ける可能性のある企業は、今後、欧州議会及び欧州理事会における承認手続過程で CBAM 規則案に修正が生じないか注視するとともに、当該制度にどう対応していくかの検討が重要となってくる³⁷。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

35 CBAM 規則案 7 条 3 項。

36 日本においても、一定の要件を満たす事業者(特定排出者)は、地球温暖化対策の推進に関する法律 26 条に基づき、温室効果ガス排出量を算定し、事業所間大臣に報告することを義務付けられていることから、当該義務に基づき報告すべき温室効果ガス排出量と CBAM における含有排出量の関係が、今後の実務上の検討課題となる可能性がある。

37 CBAM の WTO 協定整合性の検討については、藤井康次郎・平家正博ほか「国際通商政策の最前線 第 3 回 環境問題への通商政策的アプローチ(1)」(NBL1196 号 72-81 頁)をご参照。また、CBAM を含む EU の気候変動政策の全体像については、平家正博ほか「国際通商政策の最前線 第 9 回 欧州の通商政策(1)」(NBL1208 号 55-61 頁)をご参照。